

食品衛生関係 許可・届出業種一覧

1 営業許可が必要な業種

| 業種 | |
|---------|--|
| 調理業 | 飲食店営業、調理機能を有する自動販売機による営業* |
| 製造業 | 菓子製造業、アイスクリーム類製造業、乳製品製造業 清涼飲料水製造業、食肉製品製造業、水産製品製造業 氷雪製造業、液卵製造業、食用油脂製造業、みそ又はしょうゆ製造業、 酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麵類製造業、そうざい製造業 複合型そうざい製造業、冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業 漬物製造業、密封包装食品製造業、食品の小分け業、添加物製造業 |
| 販売業 | 食肉販売業（包装品販売を除く）、魚介類販売業（包装品販売を除く） 魚介類競り売り営業 |
| 処理業、その他 | 集乳業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、食肉処理業 食品の放射線照射業 |

*調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業

2 営業許可申請手数料

| 業種 | 手数料 | 業種 | 手数料 |
|--|----------|--|----------|
| 飲食店営業 水産製品製造業 みそ又はしょうゆ製造業 酒類製造業 | 18,000 円 | 魚介類競り売り営業 乳処理業 特別牛乳搾取処理業 食肉処理業 食品の放射線照射業 乳製品製造業 清涼飲料水製造業 食肉製品製造業 氷雪製造業 食用油脂製造業 そうざい製造業 複合型そうざい製造業 冷凍食品製造業 複合型冷凍食品製造業 密封包装食品製造業 添加物製造業 | 23,000 円 |
| 菓子製造業 アイスクリーム類製造業 液卵製造業 豆腐製造業 納豆製造業 麵類製造業 漬物製造業 食品の小分け業 | 16,000 円 | | |
| 調理機能を有する自動販売機による営業 食肉販売業 魚介類販売業 集乳業 | 11,000 円 | | |

食品衛生関係 許可・届出業種一覧

3 営業届出が必要な業種

新たな食品衛生法の「要許可業種（32 業種）」と「届出が不要な業種」以外の営業は届出を**必ず**あります。下記業種のうち、該当する業種を選択し届出をしてください。複数の届出業種で営業する場合は代表的な1業種について届出してください。

| 区分 | 業種 |
|-------------|---|
| 旧許可業種であった営業 | 魚介類販売業(包装品※)、食肉販売業(包装品※)、乳類販売業 氷雪販売業、カップ式自動販売機(自動洗浄、屋内設置) |
| 販売業 | 弁当販売業、野菜果物販売業、米穀類販売業、百貨店、総合スーパー 通信販売、訪問販売による販売業、コンビニエンスストア 自動販売機による販売業(カップ式自動販売機(自動洗浄、屋内設置)及び営業許可の対象は除く)、その他の食料、飲料販売業 |
| 製造、加工業 | 添加物製造、加工業(要許可対象は除く)、健康食品の製造、加工業 コーヒー製造、加工業(飲料製造を除く)、調味料製造、加工業 農産保存食料品製造、加工業、糖類製造、加工業、精穀、製粉業 製茶業、海藻製造、加工業、卵選別包装業 その他の食料品製造、加工業 |
| 上記以外のもの | 行商、露店、仮設店舗等(要許可業種を除く) 器具及び容器包装の製造、加工業(合成樹脂使用のものに限る) 集団給食施設(調理業務を委託している施設及び1回の提供食数が20食未満の施設を除く)、その他 |

※包装品を仕入れて、そのまま販売する業態に限ります。

4 営業届出が不要な業種

下記の業種は営業許可申請、届出の必要はありません。

- (1) 食品、添加物の輸入業
- (2) 食品、添加物の貯蔵(冷凍、冷蔵倉庫業を除く)、運搬のみをする営業
- (3) 長期間保存できる包装食品の販売業(冷凍、冷蔵品は除く)
- (4) 器具容器包装の製造業(合成樹脂製品は除く)
- (5) 器具容器包装の輸入又は販売業
- (6) 集団給食施設(調理業務を委託している業者が許可を取得している場合
又は1回20食未満の施設)
- (7) 農業、漁業などの採取業